

知っていればあわてない

税務調査 の 勘どころ



- 国税の組織について詳しく解説
- 調査対象の選定から調査終了後の救済措置まで網羅
- 上手な調査の受け方をアドバイス

はじめに

「税務署が来た！」思い当たる節がなかったとしても経営者にとっては厄介なことです。納税者側から見ると、申告書を提出してからしばらく音沙汰がなく、急に事前通知の電話がかかってくるが、どうやって調査先を選んでおり、その調査する割合はどの程度なのか、また、調査途中で「上司と相談して回答します」と言われるがどんな相談をしているのか、気になるところです。

本冊子では、税務調査を担当する部署、調査対象の選定のしかた、調査の事前準備や着手のしかた、処分に不服がある場合の救済制度などについて、筆者の経験を交えながら解説しています。

本冊子が、税務調査についての理解を深めていただく一助となれば幸いです。

目次

1	まずは国税の組織を知ろう	2
2	調査を担当する部署はここ	4
3	税務調査の現状	6
4	調査対象の選定のしかた	10
5	調査の事前準備	12
6	調査の実施と終了	14
7	処分に不服がある場合の救済制度	16
8	悪質な納税者に対する査察調査とは？	18
9	加算税にご注意！	20
10	海外との情報交換制度の進展	22
11	国外財産調書とは？	24
12	財産債務調書とは？	26
13	上手な調査の受け方	28
参考 1	税務調査に関する令和 4 年度税制改正	30
参考 2	税務調査のDX	32

(注) 本冊子の内容は、令和 4 年 8 月 1 日現在の法令等に基づいています。

1

まずは国税の組織を知ろう

国税組織の全体像は？

国税組織の機構は、次のとおりです。全体の定員は約56,000人（国税庁に約1,000人、国税局に約14,400人、税務署に約39,400人など）となっています。

■ 国税組織の機構



※1 各部署の人数、%は、令和4(2022)年度の定員及び国税庁全体の定員に占める割合を示しています。

※2 国税庁の定員55,969人には、障害者雇用の推進のための定員220人(0.4%)が含まれています。

※3 国税審議会では、①国税不服審判所長が国税庁長官通達と異なる法令解釈により裁決を行う場合等で、国税庁長官が国税不服審判所長の意見を相当と認めない場合等における審議、②税理士試験の執行及び税理士の懲戒処分、③酒類の表示基準の制定などを審議しています。

※4 令和3(2021)年7月に業務センター室を設置しました。

(出典：国税庁資料(一部加工))

採用・人材育成

税務署と国税局で勤務している職員は国家公務員で「税務職」と呼ばれ、ほとんどが各国税局・沖縄国税事務所での採用です。

採用の区分は次のとおりです。採用試験に合格すれば、採用形態により期間は異なりますが、教育、研究・研修機関としての「税務大学校」に3か月から1年入所します。

税務職員採用

- 受験資格は高校卒業程度で、税務大学校普通科で1年間の研修を経て税務署に配属されます。税務署に着任した職員は、来署者の対応と内部事務を担当する管理運営部門に配属されます。

国税専門官採用

- 受験資格は大学卒業程度で、国税専門官基礎研修で3か月間などの研修が用意されています。税務署に着任した職員は、来署者の対応と内部事務を担当する管理運営部門に配属されます。

経験者採用 (再チャレンジ採用)

- 受験資格は「社会人8年以上の経験を有すること」で、内部では再チャレンジ採用とも呼ばれています。

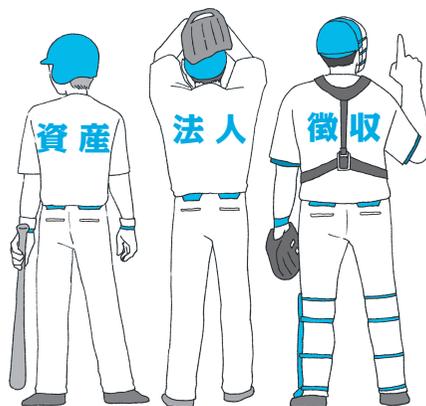
国税庁・財務省採用

- 「キャリア」と呼ばれる職員で、総合職として採用されます。採用2年目ごろに国税局の実査官等として税務署の運営や調査の現場など、数か月単位で様々な仕事を体験します。

背番号（事務系統）と人事異動

職員には全員「背番号」（事務系統）が割り振られます。一般企業で、技術畑（系）とか、営業畑（系）とか呼ばれているようなものです。ただし、辞令に表示があったり本人に通知があったりするわけではありません。個人課税部門、資産課税部門、法人課税部門、酒類指導官、徴収部門、管理運営部門、査察部、調査部などに分かれ、一度背番号が決められると、変わることはあまりありません。

なお、国税庁の事務年度は7月1日から翌年6月30日までとなっており、毎年7月10日に人事異動が発令されます。これにより、毎年全体の3分の1程度が異動します。



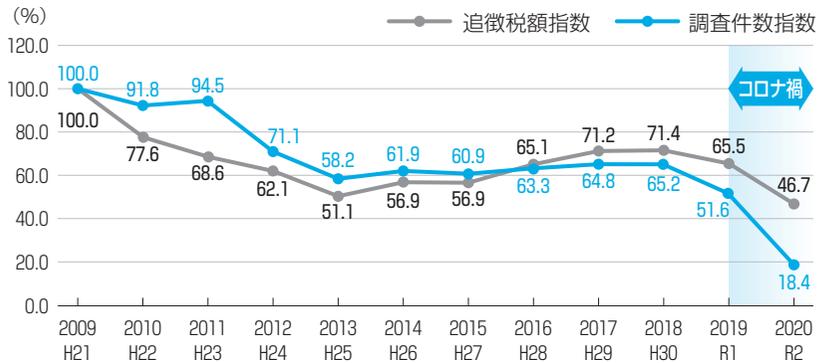
3

税務調査の現状

税務調査を受ける割合（実地調査の割合）は、公表されていません。ここでは、税目ごとの調査に関する報道発表をもとに申告件数などを分母に計算した割合を調査割合として説明

します。税務調査の現状を把握するうえで、ひとつの目安とを考えてください。なお、コロナ禍で調査件数などが大幅に減少している（右表参照）ため、平成30事務年度の資料を利用しています。

■ 調査効率指数の推移



(注) 各年度の、所得税、法人税、消費税及び相続税の調査件数と加算税等を含む追徴税額を単純合計し、H21を100.0%とした場合の推移を掲げた。

所得税及び個人の消費税調査等の状況

平成30事務年度の所得税等の調査全体では、61.2%で非違が発見され、1件当たりの増差所得は819万円で、追徴税額は消費税を合わせて209万円になります。

■ 平成30事務年度 所得税等の税務調査の状況（全国）

(令1.11報道発表)

①		②		③	④	⑤	⑥	⑦	摘要
申告件数 (千件)	申告件数 に占める 割合	調査件数 (千件)		調査割合 ②/①	非違割合	一件当たり 増差所得 (万円)	一件当たり 増差税額 (万円)	外消費税 増差税額 (万円)	
所得税申告件数	22,218	合計	611	2.75%		148	20	40	
内税額有	6,384	内非違有	374		61.21%				
内事業者	1,680	内実地調査	73	4.35%		819	131	78	※1
		内簡易	537			56	4	10	
							加算税込	加算税込	

※1 調査割合の分母は便宜上事業者とした。

①			②		③	④	⑤	⑥	⑦	摘要
〈譲渡所得の調査等の状況〉										
譲渡所得の申告件数	1,541	6.9%	譲渡所得の調査件数	20.8	1.35%					
			内非違有	16.1		77.4%	734			
内土地建物等の譲渡	526	2.4%	内土地建物等	16.7	3.17%					※2
内税額有	353		内非違有	12.7		76.2%	689			
内株式等の譲渡	1,015	4.6%	内株式等	4.1	0.40%					
内税額有	396		内非違有	3.4		82.5%	919			

※2 総合譲渡（金地金等）含む。

相続税は5人に1人が調査等を受ける

相続税は、亡くなった方の約12人に1人、8.5%の被相続人について申告があり、実地調査は次のとおり被相続人ベースで10.78%行われています。非違割合は85.7%と高く、1件当たりの申告漏れ金額が2,838万円で追徴税額は568万円となっています。また、非違件数の16.5%は重加算税を賦課されていますので、仮装隠蔽があったと判断されています。

特に無申告者の調査については、着手されれば、89.3%で非違が発見され、無申告事案の1件当たりの申告漏れ金額は8,320万円で追徴税額は731万円と、かなり高額になっています。被相続人の情報は、生前に相当程度把握されていると考えて間違いないでしょう。

実地調査以外に書面照会や来署依頼による簡易な接触が8.88%ありますので、これを含めると19.66%となり被相続人5人に1人の割合で税務署からの接触がある計算になります。

■ 平成30事務年度 相続税・贈与税の税務調査の状況（全国）

（令1.12報道発表）

①		②		③	④	⑤	⑥	摘要
申告件数 (被相続人ベース)		調査件数 (被相続人ベース)		調査割合	非違割合	一件当たり 増差所得	一件当たり 増差税額	
(千件)		(千件)		②/①		(万円)	(万円)	
相続税	116	実地調査合計 [Ⓐ]	12.5	10.78%		2,838	568	※1
(死亡者の8.5%が申告)		内非違あり	10.7		85.7%			※2
		内無申告	1.4		89.3%	8,320	731	
		外簡易な接触 [Ⓑ]	10.3	8.88%		428	42	※3
		調査等計 ^(A+B)	22.8	19.66%				
贈与税	494	合計	3.7	0.75%		555	181	
内暦年課税	451	内非違あり	3.5		95.1%			
内相続時精算課税	42	内無申告	3.1					
内税額有	357	内申告有	0.6				加算税込	

※1 主に平28/1-12に相続が発生した申告書（申告期限平28/11-29/10分）を調査対象としている。

※2 相続税調査の非違件数の16.5%は重加算税あり。

※3 電話、文書、来署依頼等。

法人の調査は30年に1回だけ？

法人税等の調査割合は次のとおり、3.38%で約30年に1回しか実地調査が行われない計算です。非違割合は約75%で、1件当たりの申告漏れ所得は1,396万円、1件当たりの追徴税額は消費税を含めて280万円、不正発見割合は21.1%となっています。

なお、国税局調査部が管轄する調査課所管の調査においては、非違割合は80.7%で1件当たりの申告漏れ所得は3億5,315万円、追徴税額は消費税を含め4,346万円、不正発見割合は14.8%となっています。

■ 平成30事務年度 法人税等の税務調査の状況（全国）

（令1.11報道発表）

①		②		③	④	⑤	⑥	⑦	⑧ 摘要
申告件数		調査件数		調査割合	非違割合	一件当たり 増差所得	一件当たり 増差税額	外消費税 増差税額	
(千件)		(千件)		②/①		(万円)	(万円)	(万円)	不正発見割合
法人税等	2,929	合計	99	3.38%					
		内非違有	74		74.7%	1,396	196	84	21.1%
		内調査課所管	2.4						
		内非違有	2		80.7%	35,315	3,318	1,028	14.8%
							加算税込	加算税込	

消費税の不正還付

消費税還付申告法人は、年々増加しています。また、非違件数や不正件数も一定数認められます。消費税の還付申告における不正計算は、国庫金の詐取ともいえる悪質性が高い行為で、査察の件数も多くなっています。

消費税還付申告法人に対する税務調査の状況（全国）

（令3.11報道発表ほか）

年 度	2016 （平成28年度）		2017 （平成29年度）		2018 （平成30年度）		2019 （令和元年度）		2020 （令和2年度）		摘要		
	割合 （%）	割合 （%）	割合 （%）	割合 （%）	割合 （%）	割合 （%）	割合 （%）	割合 （%）					
還付申告法人数(件)	①		136,065		142,197		149,249		153,772		183,338		
内調査件数(件)	②	②/①	6,867	5.04	6,721	4.73	6,553	4.39	5,838	3.80	3,066	1.67	※1
内非違有の件数(件)	③	③/②	3,954	57.58	3,880	57.73	3,687	56.26	3,334	57.11	2,073	67.61	
内不正件数(件)	④	④/②	802	11.68	787	11.71	829	12.65	707	12.11	510	16.63	
一件当たり追徴税額(万円)	⑤		749		662		475		639		1,056		※2
(非違有の法人分)													
消費税受還付事件(件)	⑥		11		12		16		11		9		※3

※1 令和元年度から税務調査件数は新型コロナの影響で大幅に減少している。

※2 加算税・地方消費税込み。

※3 査察告発件数で年度は4月～3月。

4

調査対象の選定のしかた

個人課税部門、資産課税部門及び法人課税部門の各系統で年度ごとの事務計画を策定し、そこから算定された調査件数が1年間の目標となります。系統ごとの事務計画は、さらにそれぞれの統括官や特別調査官の部門ごとにブレイクダウン（細分化）されます。

個人課税部門の場合

個人課税部門は、事業所得と大規模な不動産所得を申告している者が調査対象の中心となります。統括官は与えられた事務日数の範囲で、悪質、高額増差所得・税額が見込めるものを優先的に選定します。また、所得税は人口の約6分の1が申告書を提出しており、事業所得者等以外にも膨大な数の納税者についても調査の要否を判定しなくてはなりません。

なお、富裕層のうち特に高額な資産を有すると認められる者の調査企画等を行う富裕層PT（プロジェクトチーム）が設置されている税務署では、個人課税部門が司令塔となって事案を選定しています。

資産課税部門の場合

資産課税部門の調査のメインは相続税の調査です。贈与税と不動産・有価証券等の譲渡所得の調査は無申告事案の処理が多数あること等から、保有する資料情報から絞り込んで調査選定を行っているようです。

資産課税部門では、財産債務調書、国外財産調書、不動産に係る法定調書、有価証券・保険金に係る法定調書、利子・配当に係る法定調書をはじめ、過去の相続税・贈与税・譲渡所得税の確定申告実績や署内資料など資料情報を大量に保有しており、これらを活用することで調査選定ができるのが資産課税部門の強みです。